

第 3 回

新町の事務所の位置等検討小委員会

平成 16 年 2 月 5 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第3回新町の事務所の位置等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年2月5日(木) 午後1時30分～午後4時25分

場 所 村岡町民センター

出席者

委員会委員(計15名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
(上田節郎)	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
中 村 治 泰	三 好 忠 男	柴 崎 一 秀
朝 倉 富 征	井 上 源 一	中 村 暁

幹事会(計7名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
藤 村 吉 孝	中 村 一 治	大 瀧 正 博
	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局(計6名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司

欠席者

幹事会(計1名)

美 方 町
吉 田 博 昭

傍 聴 人 26人

第3回新町の事務所の位置等検討小委員会

と き：平成16年2月5日(木)

と ころ：村岡町民センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第3号(継続)庁舎機能のあり方について

5 その他

今後の小委員会開催日程について

平成16年2月16日(月)午後6時00分～ 美方町総合センター

6 閉 会

○藤原事務局長 改めまして、皆様こんにちは。大変お忙しい中、御参集下さいまして誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、藤原委員長から会議の開会宣言と合わせて御挨拶を頂戴したいと思います。

○藤原委員長 皆さんこんにちは。早いもので2月に入りました。節分も過ぎまして外は雪ですけどもなんとなく春が近づいて来てるなあとそんな感じがするこの頃でございます。本日は大変お忙しいところ全員御出席をいただきましてありがとうございます。また傍聴の皆様にもいつもながら多数御出席をいただきましてありがとうございます。それでは只今から、第3回の新町の事務所の位置等検討小委員会を開会いたします。

小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。議事進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。次第第3の議事録署名委員の指名につきましては会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして指名をさせていただきます。美方町の吉田範明委員、村岡町の三好忠男委員、よろしくお願いいたします。

それではこれから会議に入りたいと思います。前回、1月27日の第2回小委員会で

庁舎の機能に付きまして、全般的な観点から委員の皆さん方の御意見をいただきました。きょうはそれを事務局の方で取りまとめをしてくれておりますので、前回の御意見を確認し、その上でもう少し庁舎の機能について具体的な意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。そういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○藤原委員長 ありがとうございます。それではまず、資料の2, 3ページに第2回小委員会の意見のまとめを整理してくれておりますので、事務局に朗読させます。事務局よろしく願います。

〔意見を言う者あり〕

○藤原委員長 本城委員。

○本城委員 美方町の本城です。実は毎回今まで思っておったんですが、事前に資料を配布していただいておりますね。この会場に来るとまた、この資料があるというふうなことで、このようなことをしていただかなくてもいいんじゃないかなあというふうに思うんですけども、事務局の方どのようなお考えでこのようなことをされているのか、もし、どうしてもこういうふうにしなくちゃいかんのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○藤原委員長 事務局の方から。

○藤原事務局長 はい。ただ今、本城委員から改めてお聞きして反省しておりますが、事前配布を原則にいたしておりますので、きょうお手元に届ける予定はしてなかったんですけども、間違えてお配りしているようでございまして、中身は一緒でございますので御了承いただきたいと思います。

○藤原委員長 では、次回以降そのようなことがないように十分によく気をつけてい

たきますようお願いをいたします。それでは2、3ページの前回、第2回小委員会での意見をまとめてという形で、記載されていることについて要約してあります。事務局お願いします。

○藤原事務局長　それでは、失礼させていただいて座らしていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。前回、委員の皆様からたくさんの御意見等をいただきまして、一応11名の委員さんの御意見を事務局としてまとめさせていただいておりますので、只今から朗読をさせていただきたいと思っております。まず、最初に御意見いただきましたのは、現地解決型が最良であるという御意見でございます。ただ、職員数や庁舎の規模については町の面積なども総合的に勘案して決定すべきではないか、という御意見です。次に、現地解決型を建議しながらある程度の機能の役割が果たせるような分庁についても議論していきたいということ。それから、本庁と後の2町は現地解決型、これを理念として将来を見据えた場合、本庁、分庁方式を検討する必要があるというものでございます。それから3番目に本庁方式か、分庁方式か。現地解決型なのか、本庁以外は現地解決型の支所になるのか、本日そのあたりも検討したいという御意見をいただいております。それから3番目に、会議の進め方にもなると思うのですが、行政機能のあり方は積み上げ方式が良いというような御意見もいただいております。それから現地解決型で持つ権限を含めた上で、検討する必要があるということでございます。この御意見をいただいた委員さんからは右の方に権限の関係を書いておりますけれども、どこまでの権限を持たすかが現地解決型のポイントになるだろうという御意見でございます。それから、昨年、国の地方制度調査会から、総理大臣宛に答申が出ておるわけでございますけれども、先般の新聞ではそれらの内容がこの3月の通常国会に提案されると言うことが出ておりました。その答申の中で言われておる部分で参考になる部分があれば検討してみたいという意見もいただいております。それから4番目に庁舎機能のあり方につきましては、住民の利便性を考えて本庁、分庁、支所方式が良いという御意見でございます。それから5番目に4番と同じようなお考えかと思っておりますけれども、住民の利便性を考えて庁舎位置、庁舎の方式は考える必要があるという御意見。それから、6番目に、前回の委員会での委員のみなさんの発言を聞いてみると、もう、ある程度の一定の方向性が出ているんじゃないかというような御意見もいただいております。裏の方3ページをご覧くださいと思います。事務所

の位置を選定するにあたりましては、3町住民の利便性、それから合併の理念である行財政の運営の効率化ですとか、財政基盤の強化、これらをやはり重視すべきだという意見、それから分庁方式については一定の理解はしているけれども、基本的には窓口が分散するために、住民の利便性に問題が残ると、さらに恒久的ということになると合併の理念に反するという御意見でございます。それから、条例制定の上で、条例上では本庁支所というような御意見もいただいております。右の方に権限の御意見もいただいております。現地解決型に対する委員の統一した見解が必要であるということで、どこまでの権限を与えて、どのような行政機能を配置するかを確認して現地解決型というのか、その辺の検討・議論が必要であるという御意見もいただいております。それから、庁舎機能に戻りまして、やはり機能を停滞させないためにも、現地解決型以上の機能を持った分庁方式が良いという御意見もいただいております。9番目には住民サービスは低下してはならない、しかし、負担が多くなってはならない、過疎地がさらに過疎地になってはならないというような御意見もいただいております。さらに、まちづくりをベースにおきながら、メリハリのある機能分担を考えていかななくてはならないという意見でございます。それから、やはり今まであった庁舎が支所になることによって、そこに住んでおられる住民は不安を感じられるというようなことで、3町合併を考えた場合、村岡町長が言われていることも、もっと考えていく必要があるという御意見をいただいております。以上でございます。

○藤原委員長 今、事務局の方から説明をしてくれましたが、前回それぞれ御発言をさせていただきまして、若干表現が違うとか、もう少しこういう部分を言っているというふうな、もし補足訂正といたしますか、そういう部分がありましたら御発言をいただきたいと思っております。

板坂委員。

○板坂委員 村岡の板坂でございます。今、事務局から前回小委員会の庁舎の機能等々についての御説明があったわけでございますし、私も前は本庁、分庁、支所方式というふうなことも申し上げたというように思うわけでございますけれども、昨日、今回、きょうの資料でございますが、よその真似ということではないわけですが、本庁、分庁、支所というものの言い方、受け止め方、等々がございまして、今、養

父郡がやっておられるような局方式、各分庁になろうとも、支所になろうとも、局方式で謳った方が住民の皆さん方に与える受け止め方がしっくりするのではなからうかというような思いをいたしますので、私の意見として述べてみたいというふうに思うわけでございます。以上でございます。

○藤原委員長　今、板坂委員から意見がありましたが、これから正式な名前は別として、今議論するのに一つの符号として本庁、分庁、支所とっているのは少しニュアンスとして好ましくないんじゃないか、違った方法がいいんじゃないかというような提案がありました。いかがでしょうか。板坂委員の御提案のような格好で、まあ読み方といいましょうか、言い方の問題ですがよろしいでしょうか。他に特段御意見がなければそういう方向で行きたいのですが。

岩槻委員。

○岩槻委員　いろいろ考え方があると思うのですが、まあ養父郡、いわゆる養父市、氷上郡も、丹波市ですか、いろいろな事例もあります。そういった中で、私、環境と自然環境ということを考えて、やっぱりどうあるべきかということをやはり考えんなん面があるんじゃないかというところで、私の持論はみなさん分かっておるわけでございまして、まあ申し上げておるということでございます。養父市とまた違うと、やはり今見てもわかりますように全長三十何キロあり、谷が狭い、雪が降るというところを考えますと、それぞれの地域の活力といいましょうか、活性化といいましょうか、そういう点です、本庁、分庁ということがスタートにあたっては、やはり大事にはなりはしないかというふうに捉らえておりますので、ちょっと、この間の付け足しとして申し上げるということでございます。

○藤原委員長　分庁論とかいろんな各論の話はこれからまた御発言いただく機会があると思います。きょうの本題は主として前回の御発言の補足とか少し言いたらなかつたとか、その後、こういうことも思うようになったというようなことがありましたら、少し御発言をいただきたいと思います。

上田委員。

○上田委員 香住の上田でございます。前回からきょうにかけまして、この機能分担、本庁、分庁、支所等々のお話はそれぞれの委員さんが考える中であるわけでありましてけれども、私はその考えはその考えとして、一番本筋として、お互いにこのことだけは理解した上で本庁、分庁を議論しなければならないというものが一点あります。いわゆるこの合併の目的、方法、理念、それはどこにあるか、それは間違っているか、正しいとかという問題ではなしに、いわゆる、私は一本庁、他は窓口というのが本来合併のねらいである効率化そういうものからすればですね、これに私は議論を挟む者はいないと思うわけですね。そのことをしっかり念頭に置いて、しかし、それぞれの地域性、住民性、もちろん環境全てのものを網羅して、本来はそうであるけれども、今回この地域についてはこういう分庁方式がいいだろう、支所方式がいいだろう、そういう一つの話の繋がりというのが私はどうも欠けているように思います。当初から本来の一番目的である、やらなきゃいけない一本庁、この考え方が何かもうよその国の話のように抜けてしまってますね、初めから本庁分庁ありきというような、安易に、当然、自分とこのお互いの地域、町を大事にすることも、これも大事であります。しかし、私はそれ以上に合併するのであれば、今言いました効率ということを考えるとですね、少なくとも一本庁ということも議論の中には入れるべきだと、入れた中でやはり分庁しようとするこのことについては私も賛成でありますから、その辺のやっぱり議論の展開をですね、もう少しその辺に戻してやっていただいたらありがたいなあという私の希望だけを申し上げておきます。以上です。

○藤原委員長 まあこれから議論を展開していただく上で、当然、どういう形を取るかというふうな御意見の中には、理由として今のような御発言の趣旨の部分も出てくると思います。その中で、いろいろと意見交換をしていただきたいと、そのように思います。

吉田委員。

○吉田委員 美方町の吉田です。自分で言ったことではないんですけど、わからん部分があるもんで聞いてもよろしいですか。

○藤原委員長 はい、どうぞ。

○吉田委員 それともう一点がですね、今、上田議長の意見に継ぐようで申し訳ないんですけど、要するにですね、先程、言った上田議長の考え方は、それは本旨であるし、そのとおりだと僕は思っております。しかし、それをしなければならない理由が今回あるわけです。

だから、それをしっかり明確にやはりアピールしないと、やはりその辺が分かりにくいし、また、それが基本になって方式を決めていかないといかんと、僕は思っています。ただ、そういう意味では、その辺のことをいろいろと先程委員長が話の中で積み上げていけばいいというようなことは言われたんですけど、やはりその辺のことはきちっと、なぜ、ここを現地解決型については、私は異論を唱えるものではないんですけども、その辺ことをやっぱりきちっとしておかないと、この意味が薄れてしまうと、このように思うんで、やはりその辺は最終的には、おさえてやはり確認というようなことまでして、やはり積み上げていくという方式を、まず、とっていただきたいということが一点、それが上田議長の意見に賛成なところだとこのように思っておりますし、それから 7 番の意見なんですけれど、この中で一番最後の部分なんですけれど、これは大体誰が言われたのか分かるんですが、書き方が本当にそれでいいのかなという思いがあるんですけど、「支所、分庁の機能を持たせる方策がいかがなものかと思う」ということは、あかんという事なのかどうか、何かちょっとこの辺よく分からないですけど、その辺言った人にも聞くわけにもいかないような気もするんですけど、その辺本当にそういうふうになっているのか、何かこの文面から見るとそういう方策もいいのではないかというふうな気もするんですけども、その辺がちょっとよく分かりにくく、いかがなものかというところとあかんという気がするんですけど、何かちょっとその辺よく分からないんですが。

○藤原委員長 はい、後の部分については事務局に答えさしてもらいます。

○藤原事務局長 はい、一応テープおこしをしてまとめさしていただいたということでございますので、もし、発言者の意に添わない形になっておりましたら、どういう形で御訂正いただくことになるのか、その辺でお願いできればというふうに思っております。

○藤原委員長 それでは、もし、発言者よろしければ御説明をお願いします。
中村委員。

○中村委員 美方町の中村でございます。7番は私の発言でございます。これはずばり申しますと、いわゆる支所に分庁の住民感情として望むならという前提があるわけですが、支所に条例制定ではなくて、実質上、現実に支所に分庁の機能を当分の間持たせてはどうでしょうかという趣旨の発言でございます。

○藤原委員長 よろしいですか。それで、わかりましたか。では、そういうふうな解釈をお願いしたいと思ひますし、事務局の方も念のためそういう形で後の記録は訂正しておいていただきたいと思ひます。他に、補足とか御発言がありますか。ないようでしたら、これを基にした議論を展開をしていきたいと思ひます。全体をまとめるという必要はありませんけれど、私として、まず、支所といひますか現場のあり方として住民サービスの低下をおこさせないために、この地域にあつては、現地解決型の方法を取ることが必要ではないかというふうなお考えが大勢であるのではないかというふうにお考えまして、合わせて本庁と支所といひるのは具合が悪いですが、いわゆる、地域局との間に、もう一つ分庁的なものを入れることも検討する必要があるのではないかというふうな御意見が、多く出ているというふうな理解をいたしました。基本的にそういうふうな理解でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

藤原委員長 従いまして、それを前提にこれからはまず上田委員からも御発言がありました、現地解決型でも非常に程度がばらばらになりますから、現地解決型の業務、権限といひものをどの程度に持っていくのか、それから、それを前提にして、本庁と地域局との間の分庁といひものはどういうものを想定するのか、この辺の少し具体的な議論を、きょうはしたいと思ひます。前回御要望もありましたし、我々としても議論をしていただく上で必要なものと考えて4ページ以下の資料を添付させていただきました。まず、この資料を事務局から説明をさせまして、その上でこれらも参考にさせていただきながら、材料にさせていただきながら、少し具体的な議論展開をしていた

だけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局から説明をして下さい。

○藤原事務局長　それでは、説明の前にちょっと御訂正をお願いしたいと思います。4ページの表題、本庁機能の先進事例とありますが、本庁を庁舎に御訂正をお願いしたいと思います。それから、8ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、真中の表で、2段目の大きな表で、住民・税務・出納とありますが、税務・出納を削除していただいて、ここには住民ということになりますので、そのように御訂正をお願いしたいと思います。それでは、4ページから説明をさせていただきます。庁舎機能の先進事例につきましては、ここにも書いてありますように、今年の4月1日の合併を予定されております養父市を例にしてありますが、まず、養父市の場合は、本庁機能といたしまして、1、本庁舎に配置される部局ということで、1～6まで掲げておりますけれども、この機能と、それから2のA地域局に配置する部局7～9まで掲げておりますけれども、この部局計9部局が本庁の機能という考え方をされております。この場合、ただ7～9までの3部局につきましては、本庁舎に全部収容することが出来ませんので、一部をA地域局に配置するというので、養父の地域局に配置されるということになりますので、本庁機能としては八鹿の本庁舎と養父の地域局を合わせたものが本庁の機能を満たすという考え方になります。そのような中で、養父市の場合、現在4町あるわけでございますけれども、それぞれの町には地域局機能分という機能を持たせることが考えられております。基本的には地域振興部門、住民部門、産業経済部門でございますけれども、これをわかりやすく御説明いたしますと上のほうの3番の　に書いてありますように地域局は住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興を担う組織とすることになっておりまして、大体20人～30人前後の職員配置が考えられております。なお、八鹿の本庁につきましては、本庁機能の3部局がA地域局に配置されることによりまして、その3部局の窓口部門が約10人の職員配置でまかなわれる予定になっております。そういうことで、現在考えられております職員の配置としては、本庁に120人～140人程度、A地域局には70～100人程度あと2つの地域局には20人～30人程度考えられております。それから、分庁等を配置する場合で、やはり庁舎間の距離というのも一つの参考といいますか、検討の材料になるかと思いますが、養父の場合におきましては、本庁とA地域局養父町との距離はだいたい

3.4 キロメートルぐらいでございます。それから、本庁と関宮との距離が 12.5 キロメートル、それから本庁と大屋町との距離が約 17 キロという距離間があるようでございます。なお、この地域局につきましては、本庁の部長クラスを配置することが現在考えられております。今まで養父の例を参考に御説明をさしていただきましたが、内容につきましてはまだ固まったものではないようでございますので、その辺の御理解をいただく中で、御協議をお願いできればと考えております。次に 5 ページをお願いしたいと思います。5 ページは丹後の 6 町がこの 4 月 1 日に合併を予定しておりまして、新しく京丹後市が誕生する予定になっております。ここでは特徴的な点ということで書いておりますけれど、6 町の広範な合併であり、産業も地域的な特性があることなどに鑑み、住民の利便性、地域振興面での庁舎機能を重視し、3 町に本部機能を分散するということになっております。峰山町・大宮町・網野町にそれぞれ本部機能ということで網掛けしておりますけれども、本庁機能の一部を 3 つに分散配置しているという内容でございます。その中で、水産課につきましては丹後町、久美浜町におきましては、農業委員会が配置されております。なお、6 町の基本的な支所のあり方としましては、下の方に書いておりますけれども市民局という形で呼ぶようなことを考えておられますが、そこでは地域総務課・地域福祉課・地域事業課・教育委員会の分室ということが、支所の機能として考えられております。なお、上の文書の下の方をご覧いただきたいと思いますが、この 6 つの各町には当分の間、それぞれ現在の職員の半数程度を配置するということが考えられております。現在、大宮町の数字だけが情報としていただいておりますけれど、本庁に約 80 名の職員がおられるようでございまして、その半数程度をこの市民局の職員として配置が考えられておるようでございます。6 町の全体の数からは平均的には大体大宮町の例と同じくらいの人数が配置される方向で現在協議がなされているということでございます。因みに、この 6 町間の距離でございますけれども、本庁が峰山になりまして地図上では 6 町の中心に位置する町になりますけれども、一番遠い久美浜町とは 24 キロでございます。それから一番近い所で、峰山から弥栄が 5 キロ、それから大宮までが 6 キロ、網野までが 8 キロ、それから丹後町までは弥栄、網野を経由いたしまして、弥栄経由の場合で 5 キロ、網野経由の場合で 8 キロぐらいが峰山丹後の距離になっておるようでございます。失礼しました。峰山丹後間は弥栄経由で 15 キロ、網野経由で 18 キロでございます。なお、ここの市民局長の権限としましては、部長級の権限を有する者を配置するよう

に考えておられます。本庁に部長制度を引く中で部長級の市民局長が現在考えられておるようでございます。因みに、ここの丹後6町の総面積は501平方キロあります。それから6ページをご覧いただきたいと思います。6ページは四国の東かがわ市、ここは昨年の4月1日に合併をすでにされております。ここは3町が一つの市になったわけでございますけれども、いずれの庁舎も本庁舎機能を満たすだけの庁舎のキャパシティがなかったというような一つの要件になっておるようでございますけれども、そういったことで、3つの町の庁舎にそれぞれ本庁機能が分散配置されております。ただ、基本的には窓口センターということで戸籍・税務・保険・福祉・各種申請等の窓口の業務を処理する程度ということで10人が現在配置されておるようでございます。なお、白鳥町の福栄出張所・五色につきましては2人ずつ職員が配置されておりますけれども、これは合併前から出張所があったという関係で合併後も現在のところは出張所が設けられているということのようでございます。因みに、こちらの方の支所といえますか窓口センターのトップとしましては、課長クラスの職員が配置されているようであります。因みに東かがわ市の総面積は、153平方キロでございます。3万8千人ぐらいな総人口の中でございまして、庁舎間の距離は3町の真中に白鳥町がありまして、そこが本庁になっておりますけれども、東側の引田町とは5キロ程度、それから西側の大内町とは2.5キロ程度の距離にあるようでございます。次に7ページをご覧いただきたいと思います。現地解決型の支所機能を持たず場合、こういった内容のものをということになるわけということですけど、素案ということできょうは御提案をさしていただきたいと思います。住民生活に密着した業務については、わざわざ本庁に出向かなくとも支所で解決することができ、その地域特有の課題を解決するとともに地域振興を図ることが出来る現地解決型の事務所を設置する。また、現地解決型の総合的な機能・権限によって支所の主体性を発揮することを通じて、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を展開するということにいたしております。その中で、1番目に現地解決型の支所システムを構築するため、支所長には課長級以上、部長制を取り入れた場合は部長ということに現在想定をいたしております。その職員を配置し、次のような権限及び機能を付与するものとする。1番目に支所長の権限は課長級程度の範囲とする。2番目に一定規模までの事業に係る予算執行権限を付与する。3番目に自然災害・災害等緊急時には即応できるよう一定の権限を付与する。4番目に本庁からの権限移譲による許認可事務の処理を行うということでございます。なお、支

所として住民に対する役割でございますけれども、1番目に掲げておりますのが、地域審議会のことをいっておりますけれども、まだ、この地域審議会につきましては本協議会では設置する云々の議論はなされておりませんけれども、仮に設置された場合には、その事務を担当することになるだろうという考えをしております。2番目に陳情・要望の処理ですとか、それから3番目に旧役場のスペースを活用した住民活動の支援、これは本庁以外の役場につきましては、現在の事務より若干少なくなると思われますので、空きスペースが当然考えられると思います。そういった場合に住民活動の支援ということで利用できるというようなことを考える必要がなかろうかという思いでございます。それから8ページをご覧いただきたいと思います。ここでは、合併後の現地解決型機能と組織・業務のイメージ図ということで、これも素案ということで御理解をいただきたいと思います。まず、所長の下には総務部門・住民福祉部門・産業建設部門ぐらいが考えられるだろうという想定の上に総務部門では総務と企画、それから税務と出納の業務をそこにあげさせていただいております。住民福祉部門につきましては、住民と健康福祉関係、産業建設部門につきましては産業、建設、上下水道関係をあげております。なお、教育委員会につきましても、一部業務につきましても、現地解決型の支所で担うことになるだろうと思うわけでございますけれども、制度上の決裁権限等の関係から、ここの表では本庁の教育委員会に直結する形をとっております。なお、地方自治法では若干教育委員会の業務につきましても町長部局の職員に業務の委任が出来るようなこともあるようでございますので、場合によっては支所長の権限の範囲に属するものについては、そういった命令系統も考えられるんじゃないかというふうに思っております。9ページをご覧いただきたいと思います。先程、この3町の場合の支所には課長級程度、あるいは部長制を引いた場合には部長級以上の職員配置を御説明をさせていただきましたが、ここは現在の3町における助役の専決事項、課長の専決事項ということで表をつけさせていただいております。この中では3町それぞれご覧いただいたらわかりますように、多少この権限に差があることにお気づきいただいていると思いますけれども、最終的には支所に課長級ないし部長級を配しましたときには、地域局に課長級ないし部長級の局長を配置しましたときには、この内容の検討が必要になってくると思いますが、これらについては首長の権限の範囲で、ある程度考えられる内容ではないかというような理解をいたしております。それでは10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、職員の現況

と合併後の現地解決型業務の職員数の想定でございます。まず、1番にあげておりますのが、15年4月1日現在の3町に勤務しております職員数でございます。表にありますように本庁と出先に分けておりますけれども、それぞれ事務職等それから嘱託、臨時職員ということで3町の本庁職員は事務職と嘱託で235名おります。なお、出先を含め臨時さん等を加えますと合計で640名ということになります。なお、出先の関係でそれぞれ3町の特色的な施設を右の欄に上げておりますけれども、例えば美方町におきましては物産館には6名、おじろんには6名、それから村岡町には自然ふるさと村には10名、香住町には特に病院に125名という出先の職員が現在は配置されております。それから2番目の表でございますけれども、これも15年4月1日現在の各町の本庁に勤務している部門別職員を表したものでございましてトータル235名は1表の事務職等と嘱託員の総数235名をそれぞれ部門別に分類しますと、こういった職員配置になりますのでご覧いただきたいと思っております。なお、下の方に若干附記しておりますのが香住町の場合社会教育課、水道事業所、下水道課につきましては、別館で業務を行っておりますけれども、他の2町と同じ基準で見させていただくために、本庁に含めた扱いとさせていただきます。それから3番目でございますけれども、現地解決型業務に必要な職員配置数これも想定でございます。第1回目の小委員会に資料としてお配りさしていただいております業務の例によりまして、想定した職員数を総数できょうは表しておりますけれども、美方町の場合ですと25名～35名前後、村岡町の場合ですと45人～55人前後、香住町ですと55人～65人前後ということで、現地解決型との総数としては125～155人程度いるだろうという考え方をいたしておりますけれども、これも総計でいいますと125人を下ったりあるいは155人を多少上回ったりすることが考えられますので、そういった御理解もお願いしたいと思っております。それから最後に11ページでございますが、これは前回の資料でもつけさしていただいたと思っておりますけれども、合併後10年間の各町の退職者の数でございます。10年間に予定されております退職者の数でございます。1の一般事務職がきょうの協議の材料になろうかというように考えておりますので、その数字をご覧いただければと思っておりますが、美方町の場合10年間で11名、村岡町の場合10年間で23名、香住町の場合23名、合計で57名の退職者が現在のところ予定されております。以上。いろいろ端折った御説明になりましたけれども、本日準備させていただきました資料の御説明とさせていただきます。

○藤原委員長 協議をしていただきます参考として申してありましたものも含めて、資料として事務局に準備をしていただきました。今説明をしましたが、この資料そのものが御理解いただけない部分もあるかもわかりません。初めから御意見いただいても結構ですけれども、なんでしたらもしこの資料についての読みかたとか少しここはどうだというふうな疑問の点がありましたら、その点中心に説明をしていただけたらと思います。どうぞ御質問をお願いいたします。岩槻委員。

○岩槻委員 資料でちょっとお教え願いたいんですが、10ページですね。上水道、10ページの職員数ですね。私どもの方は簡易水道しかないんですが、香住町さんは上水道。まあ人口多いわけですから、上水道ということですね。市街地は恐らく簡水ではなく上水道かなあと思うんですけども。

○藤原事務局長 香住町の場合は上水道と簡易水道の職員になっております。

○藤原委員長 よろしいですか。柴崎委員。

○柴崎委員 同じ10ページのところなんですが、これ産業建設部門のところでは産業というところですね、村岡町さんの場合は17名、美方町さん11名、香住町で9名となっておりますが、香住町長さんこれ他の町に比べて、えらい香住の業務が少ないなあと思うんですが、これうそじゃないんでしょうか。

○藤原委員長 内容的にいろんな分野とか、今抱えておられる部門がありますので、今事務局からそれについて説明をいたします。

○藤原事務局長 はい、ご覧いただきましたように香住町より美方町・村岡町の産業部門の職員が多くなっておりますけれども、現況の中でやはり農林部門の職員、特に技術職の職員がたくさんといえますか、このような数字になっております。

○藤原委員長 香住にはないような業務を村岡ではされているような部分があるんじゃないんですか。事務局。

○藤原事務局長 はい、特に他の2町と比べて特質といいますか、あるというのが地籍関係の業務が村岡町には現況としてございます。

○藤原委員長 これにつきましては、後程、分野別産業課の中における分野別職員の数が必要でしたら、資料として事務局から次回までに出させるようにしますのでよろしくをお願いします。他に特にないようでしたら、本論のほう議論に入らせていただきたいと思います。その中で、また御疑問の点がありましたら、あまり堅くなることなく、自由に意見交換していただきたいと思います。最初に言いましたように御意見でもありましたら、現地解決型の議論をどの程度やるか、先程の、先進例でも非常に出張所的なところとかなり重点的にやるところとありますから、こういう中でこの3町の場合はどういう方向を担うべきかということを中心にその現地解決型については、御議論いただけたらありがたい、権限も含めて。それから、合わせて、それにプラス分庁的な機能をどう付加していくのかというふうなことも、余りこう一つずつ区切ると意見が出しにくくなりますから、両方二つの問題をどちらからでも、二つ一緒でも結構ですので、どうぞ御発言いただけたらと思います。

上田委員。

○上田委員 美方町の上田です。トップで発言するのを恐縮に思っておるんですけど、今まで現地解決型ということで、前回議論されてまいりまして、これにつきましては現地解決型の方式で進むということで、きょうの資料が出ておるわけでございます。

10ページの現地解決型の主な職員の数を見ますと美方町25人～35人、村岡町は45人～55人、香住町が55人～65人ということで、大体の業務が一般住民が役場に来て一般業務を行うことは、ほとんどがこの支所で解決できるような人数になっておると思っております。きょう分庁か本庁方式か問題もあるわけですが、まず、現地解決の機能をどうやっていくかということによって、本庁方式でいくのか、分庁方式で行くのか、これが結論付けられると思っておるわけでございます。まあ、これは私の考えになるかと思うんですが、ほとんどの事務が支所で解決するような業務が出来れば私は本庁一本でもこれはいいと、こういう考えをしておるわけでございます。しかし、ただ本庁一本と申しましても、今、庁舎の機能の例が出ております。先進事例が出ております。どの町を取りましても、この3町今のままで本庁が務まるかという

まずと非常に苦しい部分もあるわけございまして、私はこの現地解決型の機能をまず議論をして、論議をして、その方向を出して、後は暫定的にやっぱりその暫定的な本庁を決めて、最終的にはやっぱり本庁一本で決めていくというのが一番いいのではないかという気がしているわけございまして、そのためには、やっぱり先進地の事例で行きますと、養父の例が一番身近な例のような感じがするわけございまして、私はまず支所の機能を議論して、それから本庁はどうするかということ議論するのが筋ではないかとこのように思いますので、意見としてこのように述べさせていただきますと思います。

○藤原委員長 私も御説明した考え方も基本的に一緒ですが、あまり現地解決型の分だけということではなくて、分庁論も含めて、主として、まず、現地解決型をどういうふうにするかというふうなことを中心に、今、上田委員が言われたような観点から御議論をいただければありがたいと、しかし、余り制約しませんから後は私なりにまとめていきますからどうぞ言っていただけたらと思います。

中村委員。

○中村委員 全ページに渡ってかなりたくさんの方がおりますので、出来れば1ページずつ議論をしていただければありがたいと思うんですけど、一遍にいうわけにまいませんので、とりあえず7ページのいわゆる支所機能検討素案から若干確認をしていきたいと思っております。まず、1の現地解決型支所システム、支所長には課長級以上の職員を配置しとなっております。ここでは課長級以上と申しますのは、現行ではまあ助役、教育長等未満ということになるかと思っておりますけれども、その下に として、支所長の権限は課長級程度の範囲とするということになりますと、いわゆる支所長には課長級以上を配置して、権限は課長級止まりだという、この辺の整合性について一遍はお伺いしてみたいと思っておりますし、それから総括的なことですがここにも部長制という問題がありますけれども、人口23,000人前後の町に部長制を引くことが、行政システムの刷新、それから行財政運営の効率化等の観点から、合併の理念にそぐわないような気がいたします。支所長の権限を課長級とすると現状の課長権限を見ると現地解決型には、なかなかほど遠いような感じがするとともに、課長間に不協和音というようなものが出ないよう十分配慮しなければならないというふうに感ずるわけで

ございます。従って、支所長の所管いわゆる権限とともに課長以上助役未満とするようなことが出来ないかということをお伺いしたいと思いますし、それからたくさんあるんですけども、一定規模の事業にかかる予算執行権限を付与するということがあるんですけども、予算執行につきましては当然予算の範囲内において執行されるもので、現行の課長はその権限を有するわけでございます。全体予算の中でバランスを調整しながらいわゆる本庁でバランスを調整しながら執行権を付与するものなのかどうか、又は、県民局の、例えば振興事業のように、特定のいわゆる特定というか支所長に一定の裁量権をというようなものを付与させるのか、予算科目を限定するのか、例えば目仕立てで諸費的な科目設定をするのか、いずれにしても問題はいわゆる可決された予算執行というのは、課長に権限があるわけですので、一番問題になろうかと思いたいの、予算要求、いわゆる予算編成システムをどのようにするのかということが大事なことではないのかというふうに思うわけですので、その辺も合わせて見解があれば教えていただきたい。また、今後の検討課題にされるのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○藤原委員長 実は私が事務局に聞いておりますのは、というか、打合せをしているのは、あまり事務局としての考え方を出すというよりも、あくまできょうは議論をこうあるべきとちゃうかというためのたたき台という格好で、この一つ一つをですね、事務局がすべて根拠を持ってというそこまでまとめきってない部分も多々ありますので、御質問もいいですけども、御質問と合わせて、自分はこう考えるというふうなことを中心に御議論いただければ、ありがたいなあと思います。

○中村委員 大体質問に包含して私の意見を申し、述べさしていただいたというふうに御理解していただければと思います。それからもう一点ですけども、2の住民に対する役割の中に、地域審議会が設置された場合、これはまだ設置されるのか、されないのかは、これからの判断だと思んですけども、その事務を担当するとあるんですけども、きょう地域審議会について議論するつもりはまったくありません。地域審議会の設置につきましては、合併関係市町村の区域を単位とし設けられ合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、又は、必要に応じて長に対して意見を述べる事が出来る合併市町村の付属機関であると明記されているわけでございますけ

れども、しかしながら、地域審議会は旧町単位に開催しなければならないという規定の明記が私自身まだよう確認できません。きょうでなくてもいいんですけども、この辺のことが確認できれば、また教えていただきたいと思いますし、まあ地域審議会が設置された場合は、一緒にその事務を担当するということにつきましては、旧町単位に開催することを前提としてと思いますけれども、その根拠についても、後程で結構ですけども、教えていただきたい。それから、住民に対する役割、 の陳情・要請処理ですけども、これ全て、いわゆる処理、決裁することは、現実的に無理じゃないんかと思うわけなんですけども、ここに掲げた処理についてどの程度の範囲を規定されているのかということも検討するたたき台としてお示しいただければというふうに思います。

○藤原委員長 中村委員の今までの意見で事務局が素案という段階で、およそこんなことをと考えておる部分がありましたら、答弁をして下さい。

○藤原事務局長 まず1番に上げております、課長級以上ということと の課長級程度ということになります。現在のシステムでいけば課長それから助役、町長となるわけでございますが、今のシステムから言えば、課長級という捉え方をしていただければと思っております。ただ、権限をどこまで与えるかということになりますと、本庁の課長、それから地域局の課長級同じ権限で、それで現地解決型の業務の処理が出来るかということになりますと、まだ、いろんな疑問も出てこようかと思っておりますので、その辺の権限のあり方については後程といいますか、後のまた議論になろうかというふうに思っております。それから、予算要求の関係につきましても、いろいろ考えられることがあります。例えば、地域局から、本庁の本課の方に予算要求し、更にそこから財政当局に要求すると。他の方法としては、地域局から直接、財政当局に要求するという二通りが考えられると思いますけれども、それらについても、今後の協議の中で、やはり現地解決型にふさわしい形にするには、こういった方法がいいだろうというようなことが、今後、御提案させていただいたり、皆さんの御協議の中で大体方向性が決まってくるだろうというふうに思っております。2番の の陳情、要望の処理でございますけれども、今御発言ありましたように、なるほど現地解決型と言いながら、全部そこで処理できるものばかりではないと考えております。ただ、これにつ

きましては、現地解決型の窓口で、即、住民の皆さんに御返事を返すというようなものばかりではないと思いますので、そういったものについては、当然、本庁なりのやはり御判断なり決裁が、必要になろうかと思っておりますので、全てこの地域局で処理することにはならないだろうと、思いもいたしております。それから、後程の返事でもということがございました地域審議会の考え、地域審議会が設置される場合の地域割りといえますか、単位でございますけれども、合併特例法に規定されておりますのは、旧町単位といわれておりますけれども。5条の4にその辺ちょっと言葉でニュアンス的にまた違ったことになろうかと思っておりますので、4で御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域にかかる事務に関し、ということで合併関係市町村といえますのは、この3町のことをさしますので、その区域であろうという理解をさしていただいておりますけれども。

○藤原委員長 よろしいですか。おわかりですか。じゃあ、答弁しているほうも少しわかってないような感じもしますから、もう少し勉強をしてきちっとした答弁をさせます。他に御意見どうぞ。はい、本城委員。

○本城委員 美方の本城です。ちょっと、とんでもないことをお尋ねしてみたいと思います。この合併協議会をする以前から、あるいは合併協議会設立してからも、3町の町長会、議長会が持たれておるわけですけれども、いわゆる町のトップとして県の方との接触というんですか、あるいは協議というんですか、そういう機会がかなりあるかと思うんですが、3町とも町長さん、あるいは議長さんにお伺いしたいんですが、今、我々が何とかやっけていこうとしているこの3町の合併ですね、これが仮に合併できたとして、10年ぐらいはこのままの形で行けるというふうな、お考えなのかどうか、これはまず1点、そして10年行けるとするなら、それにあったいわゆる庁舎の問題であり、あるいはまちづくりの問題であり、検討していく必要があると思うんです。こういう言い方すると、非常に言葉が悪いかもしれませんが、仮に何年か先に、第2段階の合併というふうなことが出てきた場合、その時点になってから、今、このようになるならあの時にもう少し変わった考え方、あるいは変わった協議をしておくべきだったというふうなことになっては後の祭りになってしまうなあという思いがするわけ

です。と申しますのは、まちづくりであれ、あるいは庁舎の検討小委員会の中でも、職員の問題なんかをしても、やはり 10 年ぐらいなスパンでのいろいろな計画、退職者にしても、数字的なものが出てきておりますね。仮に 10 年持つとするならこういう数字での推移でいいと思うんですが、町長さん、議長さん方が、県民局、あるいは本庁方との話の中で、今はとりあえず 3 町の合併だけれども、第 2 段階としてまたあるよというふうなニュアンス的な話があるのか、ないのか、そしてまた、それとは別に 3 町の町長さん、議長さん方がこれから先どういうふうになっていくであろうというふうにお考えなのかということをお聞かせをいただいております。これらの問題に取り組んでいただきたいなあという思いがするんです。とんでもないお尋ねで申し訳ないと思うんですが、やはりこのことが頭のない限り、今、いくら協議をしても「絵に描いた餅」になってしまったり、あるいはたらなかってみたり、というふうなことになりはせんのかなあという思いがするんです。

○藤原委員長 今、本城委員の御質問、小委員会の少し関係がないことはないんですけども、少し枠を越した御質問かとも思います。暫時休憩をして、休憩の中で意見交換をさしていただきましょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、ちょっと休憩をします。

〔 休 憩 〕

○藤原委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開したいと思います。ちょっとこの建物、各町からお見えになっておりまして、村岡町さん張り込んでやっていただいておりますので、それぞれの体調に合わせてそれと発言のしやすい体調で服は御自由にお取りになっていただいて結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは会議を再開をさせていただいて、休憩前に引き続きの先程の現地解決型の体制の具体的にどういふことを担うのか、それからさらに分庁というものについてどう考えるのかとこれらについての意見交換を続行したいと思います。どうかよろしくお願ひします。はい、柴崎委員。

○柴崎委員 香住町の柴崎でございます。ページ 7 ページの支所機能の現地解決型の

事務所の所で先程も、中村委員からも出ておりましたこの支所長の権限と予算執行の関係のことでありますが、私は支所長さんというのですね、まあいえば、その町で言いますと町長の代理的な役割をするわけでありますから、いわゆる町長代理執行者ということになると思います。従って、課長とはですね、ちょっと性格が違う、つまり、地域全体を見渡しながら、その地区のですね、総合的なことを見るわけですから、そういう点では性格がちょっと違うという意味で権限も課長権限よりはですね、より広く持った方がいいと、またそうしないといかんだらうなあというふうに個人的な意見としては思っております。従って、助役以下課長以上と表現なさっておりますけれども、まあそのあたりが妥当だなあというふうに思っております。それからですね、これ現地解決も 8 ページにあるんですが、業務としてかなりの業務が支所の方に与えられております。これだけの現地解決型の業務、機能が果たせられればですね。ほとんど日常の住民生活、あるいは行政にとってですね、解決ができるんじゃないか、可能じゃないかというふうに思いますので、そういう点でここに書かれておりますイメージ的なものっていうのは妥当じゃないかなあというふうに思います。

一点、その予算執行と予算編成の関係であります。先程の所長の権限との中に入ると思いますが、その地域全体の事の中で各細かいもの以外にですね、もうちょっと広い範囲でいろいろなものを見ながら当局と予算交渉しないといかんと思いますが、その点の権限も支所長にはやっぱりないと存在価値がないんじゃないかというふうに思います。以上、所長の権限、あるいは予算の編成、執行権でもですね、課長との差っていいですかね、そこら辺は十分やっぱり認識しないといかんなあというふうに思っております。以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。はい、橘委員。

○橘委員 香住町の橘です。8 ページに現地解決型の業務ということで、業務内容が載せてあります。かなり、大雑把に載ってある訳ですけど、第 1 回の新町の小委員会の時にいただいた 4 ページから 10 ページまでですね、それを見させていただきますと、かなり細分化されて書いてあります。どちらの方を参考にしたらいいのかということが 1 点でもありますし、それとあくまでも住民生活に密着をしたものに現地の解決型をやっていかないと、それ以上にした場合、職員の人数の配置、本日も資料が

ついておりますけれども、人数の配置の増加に問題が生じてきますし、2重行政構造的なものになったら困りますので、第1回に加えたこの現地解決型に業務ぐらいに留めておいていただいたらいいんじゃないかと思うように思います。これで現地の住民さん、行政サービスの低下にはつながらないと思います。以上です。

○藤原委員長 はい。事務局この第1回の資料と今回の資料とは内容的には違うのかどうか。その点について答弁をお願いします。

○藤原事務局長 はい、最初に配らせていただきました、業務の例という形での資料につきましては、きょう示させていただいたイメージ図よりは項目としてはたくさんあるかと思っておりますけれども、ある程度統合といいますか、まとめさせていただいたようなこともありますので、きょうのところは、このイメージ図を参考にさせていただければというふうに考えております。

○藤原委員長 いやいや、私が代わりに確認しますけれども、第1回出した資料を少し表現を変えただけであって、内容的には一緒か、内容が違うのかということです。教えてください。

○藤原事務局長 それでは担当いたしております次長の方で、詳しく、以後、説明をさせていただきます。

○岸本事務局次長 失礼いたします。初回に示させていただいておりますものは、現地解決型業務ということで、他の地域の例を見ながらお示しをさせていただいたものです。今回イメージ図につけておりますものは、さらにそれに検討を加えておりますが、例えば建設部局等は設計等は本庁でとか、そういう1回目と今回のイメージではそういうところで、今回には設計業務などは本庁で行ってはどういうふうな仕組みになっております。そういったところで、今回のイメージ図、大括りですけど、その中でさらに今後検討を加えさしていただきたいと思っております。

○藤原委員長 少し違うようではありますが、ちょっと私は認識が違ってましたが、こ

れについて、今、橘委員の意見のように御議論いただければ、その分も御議論いただければ結構でございます。橘委員。

○橘委員 あの先程少し発言させてもらったんですけども、第1回に入ってた現地解決型の業務、私はこれがそのままいく方がいいんじゃないかと、そのように思っておりますけども。

○藤原委員長 御意見として聞いておきます。はい、谷淵委員。

○谷淵副委員長 はい。村岡町の谷淵です。7ページのね、先程柴崎委員が言われておった支所長の権限はやっぱり課長と助役ぐらいの間を持たせなったら、私はやっぱり執行の上においても、あるいは管理監督の上においてもかなり違うという意味を思っております。2点目に確認してみたいのはね、教育委員会の権限も支所長にはあるというふうに説明されたと思うんですけども、それに間違いはないのかどうかということ、それから、もう1点は職員の数のところでね、嘱託職員が他に比べて香住町の場合は突出して多いわけですよ。これは病院関係なのか、あるいはこれで行くと本庁関係と、出先ですから純粋な出先なのか本庁も含めてそのようになっているのか、その辺だけちょっと。

○藤原事務局長 教育委員会の業務の関係につきましては、基本的には町長の仕事と、教育委員会の仕事というのは制度上分かれております。きょうの資料では、そういった制度上の基本的な考え方に基つきまして、支所長の、要するに地域局の権限の中から外れた格好で、仕事としては現地解決型の仕事としてつかさどりますけれど、命令系統、決裁権等は、直接本庁の担当、教育委員会の方に繋がっているという御説明をさせていただきました。ただ、地方自治法の中で教育委員会の業務も町の職員に、町といいますのが、町長部局の職員に一部委任することができるということがございますので、業務によっては教育委員会の仕事であっても、町長部局の地域局長の決裁権なり命令系統が通じるといいまじょうか、そういったことも可能であるというふうに考えております。

香住の出先機関の職員の数の関係でございますけれども、香住町の出先といたしま

しては、ちょっと具体的に申し上げますと、保育所、清掃の事務所、訪問看護ステーション、老人福祉センター、地域福祉センター、児童館子育てセンター、教育相談センター、診療所、小学校、中学校にも職員を配置しております。幼稚園も同じでございます。給食センター、中央公民館、地区公民館、B&G、文化会館、それから説明させていただきました病院、海の文化館等になっております。

○藤原委員長 質問は嘱託職員が多いのはどういうことかという質問ですから、それに答えて下さい。

○藤原事務局長 それらの職員が、出先機関で50名おります。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。

○谷淵副委員長 ちょっともう1点。先程教育委員会の権限の問題を尋ねたら、町の執行の関係についてということがあったので、それはそうかもわからんけども、私はその変を間違いないようにしなかったら、教育委員会の権限まで踏み入る可能性が出てくると違うんかという気がしますので、その辺を見解を正してみたいというふうに思うとるわけです。

○藤原委員長 関連ですか。岩槻委員。

○岩槻委員 これ委員の皆さんも御認識を持っていただかなければならんなあということがあって、特にちょっとお話し申し上げるんですが、行政機関の中で地方自治法の中に設置機関というものがあります。1つは選挙管理委員会、1つは農業委員会、もう1つは教育委員会、これはですね、予算の提案権は町長しかありませんが、事務を行う執行ということになりますと、それで委員長はおります。選挙管理委員長、農業委員長、教育委員長、特に教育委員会の教育行政は教育長という特別職が、議会の同意を得てなられるとそういうことがございますので、あまり町長がですね、ああだ、こうだといって干渉することはいけないことではないんですが、まあまああれだと、そのかわり予算の上でもですね、交際費は教育長ではなくて、委員長に交際費がつく

という、農業委員会も委員長に大なり小なり交際費というものが予算でつくと、後は町長議長の交際費とこういうことで、自治法上のあれがございましてですね、そこで現地解決型の中に教育委員会ということをおいておるんですが、権限は今いう自治法で委任することができるということになっておりますけれども、やっぱり教育長の交際費の考えはどうかと、これが第1位でございますから、その辺は御認識をですね、いるなあという点で、ちょっと回答ということじゃなくて触れておきたいと思うわけです。

○藤原委員長 事務局から補足答弁があります。

○藤原事務局長 ありがとうございます。今、岩槻委員の方から御説明いただいた内容に重複するかも知れませんが、行政実例の方でちょっと読んでみますと、教育委員会はその存在の基礎を実質的に失うことにならない限度において、その権限に属する事務の一部を便宜的に町部局の職員に委任することは認められているということです。実質、教育委員会の重要な事項については教育委員会としての権限ということで制度上分かれているとおりであって、その中であっても、一部のものについては委任することができるということをいわれております。きょうお示しさせていただいたイメージ図の中の業務についても、そういった業務については、委任をしてもいい事務ではないかというふうな理解をさせていただいております。

岩槻委員 それから一つ落としたんですけど、その3つの委員会は合議制の執行機関という位置づけになっております。選挙管理委員は選挙事務あり、委員長他で執行すると町長が選挙事務を執行することではなくて、教育委員会も町長がするのではなくて教育長が合議制の執行機関の権限は教育長がするこういうふうな位置づけで農業委員会もやはり、農委の転移を町長がどうだこうだというんじゃなくて農業委員会全員で合議制の執行をするという権限が付与されておるということでございます。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。それでは他の意見をいただきたいと思っております。

○中村委員 美方町の中村です。総合的に判断をしたいために若干の確認をさしてい

ただきたいと思います。まず1点ですが、7ページの検討素案の中の の中に自然災害、火災等緊急時には、即応できるよう一定の権限を付与すると、これはわざわざ特記しているわけでございます。一方、8ページのイメージ図の中にはいわゆる消防防災体制を支所の中でどのように位置付けしていくのかというのが、ちょっと私の見落とししかもわかりませんが、見えないような感じがしますので、その辺はどういう位置付けをするのかということの確認をさせていただきたい。それと支所でこれだけ機能すれば組織として、業務上、分庁舎の意味がないように思えるわけですが、これは私だけが感ずることかも知れませんのでその点を申し上げておきたいと思いますし、次に6ページ、9ページですけれども予算執行関係、3町の決裁規定ですけれども、合併後の支所長決裁規程について、これをお示しいただかなければ現地解決型が、具体的に見えてこないということがあります。これにつきましては本来、本委員会で集約すべき性格のものではなくて、いわゆる執行権者の部類に入る事項だと思えるわけですが、どこで、いつ頃、どのようにお示しいただけるのか、決めてお示しいただけるのかという確認をさせていただきたい。それから3点めですが、10ページのいわゆる15年4月1日現在、各町に勤務している職員数の中で職託職員14名、本庁の中ですが、臨時職員43名あわせて57名のうち合併によって、何名ぐらい削減の見通しが立つのかという確認でございます。それからもう1点ですが、そのページの下3点ですが、現地解決型業務に必要な職員配置数の想定ですが、必要人数にかなりの幅があるわけですが、これはたぶん正規職員であろうと思うんですが、その確認をお願いしたいということと、最後に11ページの3町の10カ年の退職者調べが御提示いただいたわけですが、10カ年で3町合わせて109名の退職者があるわけですが、職員の年齢構成の観点から全て欠員不補充というわけにはいかないと思いますので、退職者に対する補充の割合は、どれくらいが適当なのかと県の指導なのか、示したもののなかかわかりませんが、概ね2分の1というようなことも聞いたような気がするんですが、3町の合併に関しては2分の1が妥当なのか、3分の1程度が妥当なのかそれは基本的には新町で決める事項と思うわけですが、今ある程度の目途が立たなければ、これが参考資料になりえないという思いがするわけですので、見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○藤原委員長 それでは事務局、答弁をして下さい。

○藤原事務局長 まず8ページのイメージ図とそれから7ページの権限の関係で、ちょっと符合してないんじゃないかというような御質問だったと思いますけれど、1番の自然災害等に即応できる一定の権限ということで、8ページの真中の表でございしますが、住民のところに防災がありますけれども、この中に含めておるといような理解で、お願いいただければというふうに思っております。それから9ページの決裁権限等示さなければ、現地解決型の機能の議論の云々の御質問があったわけでございますけど、これらについては、御質問にもありましたように、町の権限に属するものでございますが、どうしても協議に必要だということになりますと、やはり正副委員長と御相談しながらまた提出時期等御検討させていただきたいというふうに思っております。それから10ページの3の職員の範囲の関係でございますけれども、正規の職員を想定しまして、この人数の幅を持たした格好でとりあえずお示しをさせていただいております。ちょっと御訂正をさせていただきたいと思います。3の必要な職員数の範囲で今正規の職員と申しあげましたのは、内訳としましては、事務職等と嘱託員を含んだ中でのこのぐらいな人数ということの想定でお示しをさせていただいております。11ページの退職者の補充の割合等でございますけれども、やはり新町になります場合に、当然、職員の適正規模といえますか、そういった者も議論の中で出てこようかと思っておりますけれども、まだ、具体的に、このうち例えば3分の1補充するとか、2分の1補充するとかというような具体的な調整といえますか、考え方ということは今は出しておりません。一般事務職以外を含めまして、2、3、4、5と技能労務職までありますが、それらをトータルしますと109名でございますけれども、一般事務職の関係については57名ということで、例えば本庁に配置する職員数等、これらが大いに今後とも係ってくるわけでございますので、具体的な補充の割合等については、現在のところはまだはっきりとは打ち出してはおりません。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。

○中村委員 もう1点まだお答えをいただいております。10ページの1のいわゆる本庁の職員の中で嘱託職員、臨時職員合わせて57名いるわけですが、合併によってどの程度、削減見込みなのかという点についてお伺いしたいと思います。

藤原委員長 はい。事務局。

○藤原事務局長 はい。嘱託職員 14 名と臨時職員 43 名の関係でございますけれども、現在の所ではこのうち何名ぐらい削減が可能かということにつきましては、まだ具体的な数字は出しておりません。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。他に全般的な観点からいろんな・・・。
岩槻委員。

○岩槻委員 私の持論を申し上げるようなことになるんですが、この資料で大体その庁舎機能はどうかということ、表やらいろいろでは現地解決型で支所になるのかいずれにしても、こういう形になれば、住民サービスが低下しないんだというようなところは、概ね理解ができるわけでございまして、そこで、ではどの手法を取るのかということに結論的にはなっていくんだらうなあとと思うわけです。そこで私は冒頭に申し上げますように 3 つの町が 1 つになる。そこで私の町を見ていただきますとかなり、その産業部門では相当な職員を配置して、特に林業あたりについても、今もう 1ha あたり農林、林道、作業道、こういうものが県下トップで 12m ぐらいな密度にあげておると、林業行政にかなり力を入れてきた。牛もしかりです。そこで、職員も 17 人から配置しておると、それぞれの町の特色も人員配置でもおわかりいただけるだらうなあとと思うわけでして、そうなりますと機能ということになりますと、やはり、農、林、観というようなスキー場を 2 つ抱えておりますから、相当なあれを得ておる、そういうような特色があると、そういうところは、総合支所方式でもそれは出来ないことではないんですが、合併して地域の特色を伸ばしていくと、産業構造を高くしていくということを目指さなくては、合併の意図とするところが活かされないと、もちろん財政的に合併やってどう効果をあげるのかということも一つ大きな大事な要素であるんですが、そういうことを思います場合、そういう関連する部所と申しましょうか、それはこの京丹後でしょうか、既に出ておりましたですね、本庁と本庁機能部ということで養父もやっておりますし、あるいは京丹後市も本部機能というようにいろいろな名前をもっておるわけでございますが、氷上郡の氷上市を見ると、あ

そこも 6 町やっておってですね、本庁は氷上町、春日町に建設、産業、福祉分庁というようにやっておるわけですし、また、丹波のほうは地形もずいぶん違うと思いますが、私はこういう細長い中での自治体が一つになる、そういうところにある程度、機能を持たせる意味では総合支所の支所長に部長クラスを置くというようなことが出ておりますが、そういう産業のポイントになるようなところにはですね、分庁といいでしょうか、どういうことになるか、そういうことで、きちとした方がより合併後の農林業、あるいは観光というものが進むだろうというようなふうにおもっているから、これまで申し上げてるものを重ねて、重複するところもあるでしょうけれど、自治体の機能から庁舎はどうあるべきか、事務所はどうあるべきかという点で意見を申し上げておきたいというふうにおもっているわけでございます。

○藤原委員長 分庁機能に関係した御発言がありましたが、そういう分野も含めて御発言をいただければありがたいと思います。

吉田委員。

○吉田委員 美方の吉田です。今、岩槻町長も持論を申されたんで、私の持論も 1 つ言わないといかんのかなあという思いもありまして、基本的に私が冒頭に上田議長の発言を支持したという理由も重なってこようかと思うんですけども、基本的には私は行財政改革、また、事務の効率化ということを考えれば、先程言いましたように本庁 1 本のあとは極端に言えば窓口業務だという 1 つの持論を持つわけなんですけど、しかし、先程から言っていますように、住民のサービスの低下、要するに距離が遠くなってと、アンケートには記されている部分の心配ごとを解消するには、やはりそういう現地解決型の機能も必要ではないかということが 1 点、それと前回の時に要求しました。要するに第 27 次の地方制度調査会の答申を見せてくれと言ったのもその 1 つでありまして、基本的にはあれは要するに一体化の促進という部分では確かに今いった形でいいんですけども、やはり地方分権、また、その受け皿論から言いまして、やはりその中でも、地域内分権といいですか、そういうものも必要だというふうなことできちっと明確に謳われて、多分それも法人格を持つような制度になろうというふうな答申を得られているということの修成を考えてみた場合、それとあと先程言っていますように、庁舎の補填問題でございますけれども、収容人数等の感覚からいっても、

仮に60人、一般職で減らされますと、基本的には3分の1、仮に取ったとしても、まあ40人ほどしか得られない、結果としては200名という中でですね、これを本庁1本に持っていくということが果たしていいのかどうか、ましてや現庁舎も現存するわけですから、そういうものの有効活用というものも考えた場合にやはりそういう点でも、現地解決型でいたし方ないんではないかと、それから今後1つの過程になってこようかと思うんですが、要するに先回の場合、今回もまちづくり計画の中で1つのことが話されてくると思うんですけども、例の拠点整備というもの、もっと言えば各町それぞれ独自の施策を継続的にやはり持っていますんで、その辺の事業を進めていかなければならないというふうなことを考えた場合に、どうしてもそういう現地解決型の主張、そして私が一番重要視するのはですね、やはりいくら窓口業務になってもそこにおる、やはり住民が、われわれの考えを十分に発揮し、また、それを吸い上げてそれを施策に反映できるという、ある面では自治の一番の究極だと私自身は考えておるんですけども、そういう芽をやはり今から作っておかないと、いくらこれから先程の将来の合併はどうなるかわからないという問題があるわけなんですけれども、どちらにしても住民との接点、やはり行政も上を見るのではなくやはり住民を向いた形での自治が必要になっていくという、私自身の持論を持っていますんで、そうすると、結果としては、行政なんてある面では、サポートしてくれるだけでいいし、やはり住民が自分達の町を守っていくんだというスタイルになっていかなければならないという1つの大きな目標を持っていますんで、そうすると行政的にはそんなにたくさん人がいる必要がないとむしろサポートするぐらいの形という、そうふうな究極な部分を考えますと、やはり現地解決型というのが、今の1つの流れと、また例えば、過渡期として必要だと私自身考えておるわけです。そう意味では、先程、中村委員も言われましたし、柴崎委員も言われましたけれども、どうも今のここに示されている支所長の権限、また地位については、また、予算の執行についての権限等、まだまだ不十分なところがある。やはりそういうところを、きちっとやっぱりしていただかないと、今の我々の私の考えには即ってこないというふうな思いがします。そういう意味では決して分庁が悪いということではないんですけども、分庁というものについては、やはり効率性の面から考えてやはり住民の目線からした場合にですね、果たしてそこに業務があるからどうかということではなく、やはり、それがきちっと全部で動いていくというシステムさえ作れば、かえって分けることによる弊害のほうが多いんじゃない

かと、私自身は考えておるわけです。しかし、いろんな部分で過渡的に分庁というものが必要ならいいかもわからないですけども、僕の基本的には分庁ということについては、あまりその点については賛成できないようなところもあるというふうな思いを持っています。だから、もっといえば1つは本庁機能を持った総合現地型のスタイル、そしてあと2つはやはりそういうものを踏まえた現地解決型というものを、きちっと確立する必要があるんじゃないかと、私自身は個人的には思っております。

○藤原委員長 はい、ありがとうございました。今の発言に関連したことも含めて、どうぞ御発言ください。きょうはいろんな御意見をいただいて、次回に最終的にまとめるようにしたいと思えますし、大体の方向が出てくれば、先程から御指摘がありますように、例えば権限にも、権限をもっともっと高めるべきだというふうなお考えが強ければ、事務局にそういう観点から素案をつくらせるというふうな形で、次の協議にはもう少し突っ込んだ協議をしていただく、そんなことを考えてみたいと思えますので、どういう方向に考えたらいいか、その辺がおよそ展望できるような議論をお願いしたいなあと思えますのでよろしくお願いします。

○橋委員 本日の資料に4, 5, 6と他の町のいろんな資料がついておりますけれども、合併によって心配されるのは、きめ細かな行政サービスの低下だと思えます。そこで、庁舎の分散化については、住民生活に密着した窓口業務、その他のサービス機能を低下させないことが大前提になってくると思えます。そのためには現在ある各3町の庁舎はいずれ現地解決機能が当然必要になってくると思えます。第1回の小委員会でもいただいた会議資料の3ページに行政機能の区分と庁舎の機能配置についてということで から までと、後はきょうもついておりますけども、養父の資料が機能配置の類型が載せてあります。先程言いましたけれども、4ページ～10ページまでの行政機能の区分として、現地解決型の一覧表がきめ細かに載せてあります。それらを総合的に考えた場合、第1回にいただいた の全ての機能を備えた A庁舎、その他の部門機能を備えた B庁舎、現地解決型を備えた C庁舎とする配置方法が1番いいんじゃないか、そういうふうに思えます。現在の3町の職員総数を考えるに でいった場合、配置も人数的に上手くいきますし、住民に安心してもらえるための住民と行政の信頼関係も損なわないでいけるとそのように思えます。

○藤原委員長 はい、ありがとうございました。

○谷淵副委員長 村岡町の谷淵です。私は、町の規模、あるいは産業構造など、総合的に考えて現地解決型の他にそれぞれのそういうものを考えた上で、本庁機能の一部をやはり持っていくような考え方を持つことの方が確かに合併の理念からいえば、多少遠のいとるといふ考え方もあるでしょうけど、それぞれの町にはそれぞれの産業構造が異なっておりますので、それらは十分配慮した、そういう本庁の一部をやはり他の例に見られるような、他の、京丹後市であるとか、あるいは養父市は多少違いますけれども、他の市町村にあるような考え方をさせていただくことの方が、私はいいんじゃないかなあという感じがします。岩槻町長がそういう発言をされておりますけれども、私はこれだけ長い町で産業構造がかなり異なっておりますので、その辺を一部取り入れていただくことの方がいいような感じがいたします。

○藤原委員長 ありがとうございました。

○本城委員 美方の本城です。私はこの合併に関しては、やはり住民にも不便をかけるわけです。住民サービスが低下しないようにという発言がたくさんありますが、低下は必ずするんです。その低下をどの程度で抑えるかということが課題であろうというふうに思います。住民にもそういうふうな血を流していただくわけですから、行政としてもやはり自ら血を流すべきだと。今、合併しなきゃいかんというのは、単町ではやっていけないから、いわゆる国からのいろんな補助、あるいは交付金そういうふうな今まで見ていただいておったものが見ていただけない、そのために仕方なく合併をしていくわけですから、やはりこの際きちっと合併をするとするなら、血を流して、きちっとした行政としての組織を作るべきだというふうに思います。取りあえずとか、今の段階ではというやり方をやりますと、後でそれを是正するにはかなりなエネルギーが要ると思います。行政も血を流す、だから皆さんも何とか理解をして欲しいという住民説明ができる方法でないとは私はダメだと思います。ということからして、やはり本庁 2 支所、ただし今はその既存の建物を活用しながら、いくら合併特例債というふうなものがあるにせよ、そういうふうなものはできる限り、新しい町づくりに投入

していくべきであろうと、ですから既存の建物を活用しながら、仕方なしに 1 部本庁ではない、分庁ではない支所であるけれども、一部のものをそこで仕事をするというふうな方法を考えていくべきだなあと私は思います。

○藤原委員長 ありがとうございます。他にもどうでしょうか。

○三好委員 村岡町の三好です。今、問題になっております、本庁と現地解決型の支所というような問題がでておりますが、この機能をどうするかという問題がきょうの議題であります。従いまして、行財政の改革ということが、当然叫ばれておる中であるわけでございます。理論はさておいて、きょうの協議いろいろ資料等によって説明を受ける中で、この現地解決型の業務というものを、内容をつぶさに見ます、あるいは説明の中にも相当突っ込んで、その現地解決型で、支所でほとんどの業務ができるような感じの説明を受けております。従って、これだけの業務を支所で行いますと、本庁ではほとんど管理部門だけが残って実質的な業務については、支所で実行でき、そして解決ができていくというような感じがいたすわけでございます。従って、この現地解決型というものが実質的に十分に効力を発揮し、そして住民とのサービスが低下をしないということになれば、その現地解決型でいけるわけですし、そうなりますと当然、本庁の職員という者が非常に少ない職員ででてくるというふうに思います。ここに表に出ておりますような、10 ページの現職員とそれから現地解決型でしようとする支所の職員とをみますと、本庁職員には何ぼも残っていないというのが自治体の数字であろうかとはいうふうには思うわけです。従って、その分庁であるとか、支所であるとかということはさておいて、現在その多くの 3 町が合併して多くの職員がいっきにそこによるわけですから、その職員の収容、配置関係につきましても、非常にアンバランスが出たり、あるいは難しい問題も生じようかと思えます。それから、もう 1 点は、先程出ておりますような、住民サービスの低下にしないということ、あるいは住民のイメージを低下しないというような形で、本当に真に地域発展に繋がるとするならば、やっぱり現地解決型でどんどんやっていくことが大事なことだというふうに思いますので、その余剰職員を配置することによっては、時には先程でておりますような現地解決型の中に 1 つの業務をとりあえず庁舎の関係がありますから、分散をするという方法が 1 つの方法ではなかろうかというふうに思います。従って、新しい本

庁の庁舎については、そういった職員をみながら、これは次の議題になろうかと思えますけども、庁舎の規模等についても、十分考えていかなければならないといった点が当然関連的に出てこようかと思えますので、そういった点をしながら、実質的に計画はしたけれども、なんだこれではということがないような形での、現地解決型の処理というものが大事じゃなかろうかと思えます。

○藤原委員長 ありがとうございます。他にまだございますか。

○上田委員 美方町の上田です。最初に発言させていただいたわけですが、今まで意見の中で現地解決型のためにはもっと支所長の権限を強くすべきだという意見も出ております。そういう中で恐らくそれぞれの住民は今まである庁舎で各支所と申しましますか、各庁舎でほとんどが解決できる方向になろうかと思っております。そうなりますと、私はこの合併の理念から考えましても、これは行財政の効率化が問題でありまして、そういうところから考えましても、やはり本所については将来 1 本でいくべきだと、本庁 1 本でいくべきだと、ただし、それまでの期間、ある期間について今の庁舎の状況を判断しまして暫定的に養父方式をとるべきではないかという発言をさせていただいたわけでありまして、決して養父方式がいいということではございません。現在あります庁舎等のキャパシティを考えるとやっぱり等分の間はそういう方法をとって、やっぱり本庁は本庁で一ヶ所に置くべきじゃないかと、これが合併の理念に合っているような気がするわけです。非常に各町間の距離が長く、問題点はあります。しかし、一般住民が本庁に行く機会が少なければ、1 本でいけるということを考えておりまして、そういう意見を述べさせていただいておるわけでございます。

○岩槻委員 ちょっと、補足いたしますけれども、私自身も住民サービスが低下しないように、今いうここに出ておる支所ですか、そういう各部門の窓口的なものは置いて、その上に特性がある 1 課でしょうか、そういうものは配置した方が私は効果が上がると、特色あるものは上がっていくと、総花的になってはいけないというところで、いわゆる本庁・分庁という表現をとっておるわけですが、時によれば高齢化率が高いと、そうなると包括ケアですね、健康福祉医療、どういう絵を書くのかと、これは新町のまちづくりになりますとそういうものが集積したところに訪問看護もあ

る介護支援センターもある、宿泊的な老人福祉施設もあるという、そういうところを1つの核といたしましょうか、重点に置かないとですね、私は効果が、今は合併のいろいろなところで財政的な効果とかいろいろなことが出ますけれども、実際にはそうなりえない部分が出てきはしないかというふうに私自身は捉らえておるわけですから、現地解決型で住民サービスが薄くなるということがあってはならないわけですから、支所方式で置くと、その上に特定のものは、分庁といたしましょうかそういうところにきちっと置くということがあっていいではないかというところを申し上げておりますので、誤解のないように1つお願いしたいです。

○中村委員 美方町の中村です。合併後も相当厳しい財政運営が予測されるわけです。持続可能な、新しい町を創造するためには、施策展開にあたりましては、行財政の効率性、合理性には十分配慮し、健全な財政運営を行う必要があると。そのためにも合併初期から厳しい行財政改革に取り組まなければならないというふうに感ずるものでございます。そのような観点から、その暫定的に分庁機能を支所に置くということは、これは上田助役が申したように何ら異論はございません。ただし、条例制定には十分配慮しなければならないと、安易な気持ちで条例制定はいけないということを申しておるわけでした、暫定的に支所に分庁機能を持たせて、その何年かして本庁機能も整ったと環境整備も整った段階で、みんなの意見がやはりこれは条例制定すべきだという機運になれば、その時点で条例制定をしたらいいんじゃないかというふうに感ずるものでございます。

○藤原委員長 ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。ちょっと会議のあれがありますので、4時半ぐらいまでを目途にやりたいと思います。そのために今まで出ましたものを、私なりに少しまとめてみたいと思いますので、そのまとめを基に足りない部分、ちょっと違った意見等、あと30分展開していただきたいと思います。まず、現地解決型業務体制につきましては、職員配置の効率化を図るということを前提としながら、住民サービスの低下をきたさないために、この3町の場合には、極力現地に住民に対応する業務を置いて、職員もその必要な効果的な職員配置を置いて行うべきである。そのためには、権限をまさに現地で対応できるような、権限配置を考えるべきである。概ね、大体共通した意見じゃないかなあというふうに

感じました。その上で分庁方式については、これは少し意見が異なる。そういう1つは完全なといいますか、可能な限り現地解決型体制の地域局ないしは支所を置くことによって、分庁というものを本庁との間に作る必要はないではないかという御意見も一部ありました。それから、作るにしても暫定的に作ったらいいんじゃないか、それからもう1つは暫定的との絡みもありますけれども、やはり3町が特に産業面で地域的な特色があるので、そういう部分にまさに産業振興を図る地域も産業振興がかかるという観点から、そういう面に着目して、分庁的なものを置くべきではないかというような意見がありました。さらにその分庁が他の例のように部長以下、いわゆる全部を持っていくんかどうするかと、それはちょっと定かではありませんけれども、そんな議論が出たのではないかなあというふうに思っております。私の方、今のたまかなまとめを基に、もう少しこうだというふうな形であと30分ぐらい御意見を補強していただければありがたいなあと思います。と言いますのは今度9日に全体会がありますので私としては小委員長としては、あくまで全体としての御意見を本来は全体で議論すべきことですから、このまとまった御意見を9日の全体会に報告し、このメンバー以外の皆さんの御意見を聞いて次回ほぼ最終的なまとめをしたいなあこんな気持ちでやっておりますので1つよろしくお願ひしたいと思います。それではえらく堅苦しくいいましたけれども、御意見をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

朝倉委員。

○朝倉委員 私の思う感じではですね。やっぱり今の古い町の線を取っ払って考えますと、1つの庁舎であっていいんだなあと思うわけです。そして、古い線というのが、今の線というのが、いつまでそういうものが引きずられていくのかということなんですけども、今のあまり使いたくない言葉ですけども、今の状況を急激に変えるわけにはいかない。ということで今、支所であったりという話があるんだろうと思うんです。今までは海のない町に暮らしておったわけですけども、これからは海のある町でもあるわけです。ただし、今のところ即座に海のことを議論の話の中に入れていけるかという私はいく力が恐らくないだろうと、そういうものを徐々になるべく早く無くすのが私としてはいいんじゃないかと、1つの町を醸成していくためには必要だろうなあというふうな考え方を切り替えていく、必要性があるかというふうに使われます。

そんな中で、先程出ておりましたように所長の権限ですか、こういうものに関して所長の権限イコール支所の機能だろうというふうな気もお話を伺っていただけですが、けれども、なるべく権限は小さな方がいいんじゃないかなあと現在の住民の皆さんが急激に不便を感じるような状態にしないと、これから先もそうだと思いますけれども、そういう状態にしないだけの権限で私はいいいんじゃないかと思いをします。そうした中で、まだまだ各町によっての特色というものがありますので、それを伸ばすためのいろんな機能をそれぞれの支所に持たせるということは必要なのかなあというふうな気がしております。

○藤原委員長 今の朝倉委員の御意見に対するいろんな意見も含めて議論を展開していただきたいと思います。

○井上委員 村岡町の井上です。現地解決型ということについては、どうしてもこれは避けては通れない問題だと思います。ということは各3町ともいろいろやっぱりそれぞれの町の約束事はそれぞれの町民と約束をしてくれております。合併によってそれが大きく覆されるということは許されないことですから、やはり今までの約束は3町ともそれぞれどういうふうな取り組みになるにしてみても、約束は守っていかなくてはならないという部分が課題として残ってくるわけでございます。そういった中で、そういう問題を踏まえて、現地で解決するために、それぞれの支所になるのか、分庁になるのかということは前にも申し上げたと思いますが、それぞれそういう問題を解決するためにどういう機能を置くかということも、これもこれからやっぱり考えていかなければならない、そういった中で今のとことしては現地解決型を進めていくために、やはり3町の特色あるその特異性を活かすために、そういうふうな形の中で本庁に変わるようなそういう機能は必要になってくるのではなかろうかというふうに思います。それぞれの村岡にしてみても、今は蘇武トンネルが開通し、大きくやはり今までとは変わった展望が開けております。そういった中で前に向いてやはり、この合併を機として、大きく前進をしていくことがこの合併の意義であるというように我々はそうしなくてはいけないというふうに、肝に銘じておりますのでよろしく願いをしたいと思います。

○藤原委員長 分庁論について若干意見が違いますので、その辺についても、もう少し踏み込んだ意見交換をしていただくと議長としてはありがたいんですが。

○上田委員 香住の上田です。自分自身いろいろ自己矛盾を感じながら、どんな意見がいいのかなあと感じながら、今からこれから意見を言うんですけども、先程から責任の所在云々、権限の所在云々という話なんですけども、私は先程朝倉委員もおっしゃったんですが、旧町単位をとっぱらってね、新しいA町という観点からたつとですね、私は支所長の権限はなるべく少なくした方がいいと思います。でないと、やはり新しく合併したあとできる町長もおられますし、議員もおられるわけですから、そこに行政が委ねられるわけですから、そうするとあまり支所長にそういう権限を与えるとですね、屋上に屋を重ねる、香住のことわざでよくいうんですが、「船頭を多くして船陸に登る」ということを香住ではよく言います。これと同じような格好で、1つの町として考えた中で、所長に権限を最大限を与えるということはですね、何かここに繋がっていくのではないかと、これが一方の考え方です。もう一方の考え方は、今のそれぞれの地域の住民のサービスの向上、サービスの維持、要望、そういうものを大事にしなきゃいけないというのであれば、やはりその支所長の権限は私は最大限にこれは与えなければならぬとなるとですね、同じことながら、何か自分の中で自己矛盾を考えるんですね、自分の中で、ですからこの今協議しておる1つの基というのか、1番のその辺がお互いの議論の中心になるのは私はその辺だと思うんですね、ですから、これをしたらうちの町がというような考えではなしに、新しいもう1つの町になるんやとそうしたときに支所はどうしよう、そのときの支所長の権限はどうしようという観点にたつてですね、ちょっとだけ方向の転換をしてですね、お互いが意見を出しあったら、もうちょっと前向きな話になるんじゃないかなあとということを私は思っております。以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。皆、そういう観点も含めて御意見を出していただいていると理解しておりますけれども。

○岩槻委員 私は機能ということでそういうものが出来ればですね、権限というものは自ずとして、そう心配したことはないというふうに思います。どこまで与えるの

かという心配する面もございますけれども、最終的には新町の町長ということになるわけございまして、だから逆にですね、どうせ職員がされるわけですから、そうなる職員自らも自分の判断で権限ができるはずと与えられても出来ない部分があります。やっぱり、町長が今度は議会に常任委員会にかけんなん場合もあります。本会議に出さんん場合もあります。そこでですね、無茶苦茶なことができるかということ、出来ません。ですから、私は自治体の中のあれというものはですね、決まってくる。助役の権限、収入役の支払の権限、課長の権限というのは、これ見ましても幅があります、やっぱり。ありますが、はずとそこには1つのあれというのは、自治体の中にはございますから、無茶苦茶なことは出来ないと思っておるんですが、そこでですね、現地解決でできなきゃ、住民サービスの日常業務のサービスがいちいち本庁にいかないとできないというふうにはいけない。そこで権限というふうになるわけございまして、今は光ファイバーで繋ぐようにもなるわけございまして、そうあれではないかなあと、これは樂觀かもわからんですよ、とは思いますが、それよりも私はやっぱり、このどうでしょうか、先々いつまでだという論をすれば、きりが無いんですけども、合併当時の産業とか、健康とかですね、そういうものがやっぱり3町の中での、範囲が広いわけですから、ある程度そういう機能を持たしたほうが、結果はいい結果が出はしないかというふうに思っておるもんですから、分庁という名前がいいのかどうかこれはわかりませんよ、何とかって京丹後の方はなってますし、しますがですね、そういう点をいっておるといふふうに、そのほうが私は、むしろ、どうなりましょうか。3町ですから、その地域の住民のですね、理解力がいい部分も出てきはしないかとこんなことを思うわけございまして。

○上田委員 美方町の上田です。さっきから、分庁、本庁の方式の話が出ておるわけなんですけれども、考えてみますと皆さん同じようなことを言っておるわけですし、さっき朝倉委員の方から言われましたように、合併すれば一つの町になるわけです。1つの町になって、昔の枠組みをできるだけ早く取るのが一番いいわけですし、そのために暫定的に養父方式と申しますのは、分庁方式の形になることを私は主張しておるわけですし、決して、今、岩槻町長さんも言われましたように、ずっと分庁方式を最後までとるといふ考えは恐らくないだろうというふうに思っておるわけです。その辺で将来的にはやっぱり、本庁方式、出発時点はやっぱりその枠組みが取れるまでは、

ある程度のそういう機能の分散をしていくというのが一番いいような感じがしまして、皆さんの意見みんな1つの意見が出ておるように思うんです。以上です。

○本城委員 美方の本城です。今、うちの助役の方から発言がありましたが、いわゆる本庁、分庁、支所という名称に今のところではこだわっているわけなんですね。しかも、それを条例制定するかどうかと、いうことに係ってくるわけなんですね。ですから、私は、本庁方式で、2支所その中で、支所機能の充実という形の中で、先程から、村岡の町長さんがおっしゃっておられる現在の村岡町では林業であるとか、あるいは農業であるとか、いうものに力をいれておられる、そして職員もかなり配置をしておられる、とするならば支所ではあるけれどもその機能を充実させるために、職員配置を考えていく、そういうふうな形で、やはり、本庁、分庁、支所ということではなしに、本庁、2支所という形、しかも遠からずその支所も減らしていくだろうと、現在の農協の姿をみればわかると思うんです。今まであったものが、だんだんなくなっていっているわけですから、恐らくそういうふうな形にしていかないと、自重に耐え切れんだろうというふうな思いがいたします。ですからやはり、本庁、分庁、支所というふうな表現ではなしに、本庁、2支所方式、但し、支所機能の充実を図っていくということの方が私はいいと思います。

○藤原委員長 あの言葉にこだわる必要はないと思いますね。ただ分庁といわれておるのは、先進例のように部長とか、要は部とか、組織が全部こっちへいっているという形式をとらえて、分庁といっていますから、そこまですべきなんか、今、本城委員のように実質的な業務を持っていくとするのか、この辺はやっぱこれからまた議論をしなければならない課題だと思っております。どうぞ、関連した話や、今の本城委員の場合は現地解決型も将来にわたるものではなくて、当面といえますか、永久ではないというふうな考えもありますけれども、それらも含めていろんな角度から御意見いただければありがたいと思いますが。特に今のいわゆる、分庁議論について、もう少し皆さんの御意見をいただければまとめ役としては、大変ありがたいんですけども、三好委員。

○三好委員 村岡町の三好です。今、本城委員が言われた点で、私の考えを申し上げ

てみたいと思いますが、自分のとこの産業がどうあれこうあれといったことで、分庁ということ捉えておるといような形で言われておるんですが、これは3町とも同じことだと私は思うんです。問題は本庁舎と支所にするのか、あるいは分庁舎にするのかという問題は各町とも同じ理屈が出てくると、例えば香住町では私のところは水産だから、もしも、庁舎の位置が決まれば私どもはひょっとしたら支所になるかあるいは分庁になるかということは同じ考えだろうと思います。従って、新しいまちづくりですからお互い1つの線の基に、それで新しい町づくりを考えていくのではなかろうかというのが、今の姿だというふうに私は思いますので、本当に機能が先程でておりますように、現地解決型で機能が十分に果たすということになれば、本庁と現地解決型で間に合うかと、だけどもそうではなしに私のところには特異的なものがあるから、どうしてもその分だけは支所ではなしに1つの形がどうしても欲しいという場合も出てこようかと思えます。従って、それはその機能が決まったのと、それからそういう職務の関係との中でも、もう一遍でてくると違うかなあという感じがしてならないわけです。従って、方式は機能をどうするかという問題と合わせて、その時点ではそういうことも必要だなあということも、余韻といいましょうか、余裕といいましょうか、そういうものもあってもいいんじゃないかというように私は思います。

○藤原委員長 三好委員が言いますように、具体的な本庁をどこに支所をどこに支所といいですか、地域局をどこにという段階になれば、また、それに関連した議論も当然でてくるんじゃないかと思えます。ですから、今はおおよその考え方を共通認識を持つというふうな形でとどめたいというのが私自身の考えでございます。大体、御意見も承ったようですので、もし、言っておかんなんところがありましたら、あとお一人かお二人おられましたら御発言いただきたいと思えます。そうしたら、よろしいでしょうか。委員長としてのまとめ方につきましては、きょうの御意見を大まかなまとめをさしていただいて、意見が分かれている部分については、こういう意見やこういう意見があるということで、今度9日の全体会に報告をし、小委員会の委員さん以外の委員さんのこれに関する御意見も把握をしたい、その上で次回16日になりますか、おおよそ大体この小委員会のこの問題、庁舎機能についてのまとめをしたいと思えます。そのためにきょう議論の途中でもありましたように、例えば現地解決型については、ほぼかなりこうボリュームといいますか、住民対応ができるようにですから、それで

考えるなら権限は中村委員からもありましたように、具体的にこんなことが考えられるとかというふうな、少し具体的なたたき台を事務局に作ってもらうようにしたいと思いますので、そういう心積もりで次回御参加願いたいと思います。それからもう1点は、前回の時に谷淵委員から御提案がありました先進地視察をするかどうか、特にきょう3つの事例が出ておりますけれども、今回の今の議論の中に関係のあるようなところについて、この際見とくことが必要かどうか、これについてちょっと皆さん方の御意見を承って、対処したいなあと思っておるんですけどいかがでしょうか。

○上田(孝)委員 この問題は慎重な上にも慎重をきさなくちゃならないかといって、慎重過ぎて住民感情を逆なですることもしないというふうな、私はその辺さっきは大事なところだと思っております、今、言われました、前回谷淵委員から1回近隣です、先進地、先例として見ていく必要があるじゃないかという御意見が確かあったわけですけど、私はこの際そのことも必要だというふうに思いますので、その辺をまた委員長、副委員長等で御相談されてですね、そういう方向に進めていただければ結構だというふうな意見を申し上げておきます。

○藤原委員長 他の委員さんはいかがでしょう。日程的な問題もあるんですけども、どっか1箇所だけでも行っていろいろと頭の中では考えておっても、具体的なことについてを確かめるというようなことも含めて、それでは御異議がないようでしたら、少し事務局と相談をして日程的なものも含めて御相談のうえ。

吉田委員。

○吉田委員 あの今の件なんですけれども、確かに先進事例のあれということも確かにいいわけなんですけれども、ここのあれを見ますとですね、例えば京丹後市にしても養父市にしてもですね、今度の春ですね、合併が、そこで今基本的には過渡期ですね、要するにまだ確定してないような状況で、まだまだ変わる可能性も十分あると思うんです。逆にここに行くとは限らんとするんですけども、かえって、ここに行かれますかえってどうなのかなあという気がするわけなんです。私自身としては、決して視察云々ということは必要かもわからんですけども、今の段階では、ちょっと、見るところにもよるんですけども、あまり遠くにもいけないですしねえ、実際ここで上げ

られている、引田町あたりはこれはもう香川県の方ですしねえ、そうしますと遠いですし、そう考えるとその辺行かれるのはどうかと、いうふうな思いはしてるんですけどねえ現実。

○藤原委員長 私も3町の3つの事例の詳細いことは分かりませんが、この中では京丹後市が一番固まっているんじゃないかなあと、養父市はまだまだですし、東かがわ市は遠くてあれですから、だから京丹後市について固まっているかどうか、もう1度事務局で確認をして今吉田委員が言われるような心配がないようであったら、そこに行くということを中心に検討させていただいたらどうかと思います。

○岩槻委員 私自身は実は前に奈良県で近畿の合併のこの研修会がありました。うちからも行っているかも知れませんね。そのときにパネラーでこの6町のところの峰山ですか、町長さんがこの時には本部機能という言葉ではなかったんです、本庁・分庁で言われたです。兵庫県からは豊岡の市長さんがパネラーで中貝市長さんが出られたと、それに行って来ていろいろ聞いてきて、私自身もおるわけですから今そういうところをみるのも1つのあれかなあとも思います。

○本城委員 美方の本城です。この視察について、頭から否定するものじゃないんですが、この合併をしてですね、こういうふうになりましたよというところはまだないんですよ、そしてまたこういうふうには失敗しましたよというところもまだないわけなんです。私はどちらかをやはり視察しなければよかったですよというところか、悪かった、こういうところが悪かったから皆さん気をつけてくださいよというふうなところでない限りは、視察をしても、もう一つ意味がないのかなあというふうな思いがいたします。

○藤原委員長 まあその御意見も含めて委員長、副委員長で相談をさせていただいて、決めさせていただきたい。決めさせていただいたら、御答弁をさせていただきたいということで。それでは、お約束の時間まで5分程早いんですけれども、大変、進行に御協力いただきまして、きょう予定しておりました協議もほぼやっただきました。さっきから言っておりますような、スケジュールでこれから詰めていくので、庁舎の機能に

ついでにおおよその方向を出したあと、今度は場所の問題についての検討をしていただく、そんな形で円滑に進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。傍聴の皆さん方も長時間にわたりまして大変御協力いただきましてありがとうございました。それではきょうの第3回小委員会これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤原事務局長　それでは、今、委員長の方から会議を閉じていただきましたが、次回2月16日、誠に恐れ入ります、夜です。午後6時から美方町の総合センターで予定をさせていただきますので、日程の調整方よろしく申し上げます。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
新町の事務所の位置等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員